

農 整 第 6 5 0 号
令和 5 年 3 月 28 日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長

農林水産部 土木工事写真撮影要領の一部改正について

「農林水産部 土木工事写真撮影要領」の一部を別紙のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用することとしたので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

(事務担当 農村整備課 技術管理係)

TEL 076-444-3299

新 旧 対 照 表

【 農林水産部工事写真撮影要領 】

改 正 後	現 行	備 考
<p>(参考) 農林水産部土木工事写真撮影要領</p> <p>1. ～ 7. 【略】</p> <p>(工事写真の提出部数)</p> <p>8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1) 電子納品対象の場合は、富山県電子納品運用ガイドライン (案) に基づき、以下のとおりとする。</p> <p>① 中間検査・段階確認写真については、電子データ (JPEG) により監督員へ提出する。</p> <p>② 工事写真及び着工前・完成写真帳を格納した、電子媒体 (CD-R または DVD-R※注1) を1部提出する。</p> <p>注1) 大容量データにより1枚の CD-R に格納することができない場合、受発注者間の協議により DVD-R も可とする。</p> <p>(2) 電子納品対象外の場合は、以下のとおりとする。</p> <p>・ 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。</p> <p>9. 【略】</p>	<p>(参考) 農林水産部土木工事写真撮影要領</p> <p>1. ～ 7. 【略】</p> <p>(工事写真の提出部数)</p> <p>8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1) 電子納品対象の場合は、富山県電子納品運用ガイドライン (案) に基づき、以下のとおりとする。</p> <p>① 中間検査・段階確認写真については、電子データ (JPEG) により監督員へ提出する。</p> <p>② 下について工事写真を紙で1部提出する。</p> <p>・ 着手前及び完成写真 (完成時)</p> <p>・ サムネール写真 (完成時)</p> <p>③ 工事写真として、電子媒体 (CD-R または DVD-R※注1) を2部提出する。</p> <p>注2) 大容量データにより1枚の CD-R に格納することができない場合、受発注者間の協議により DVD-R も可とする。</p> <p>(2) 電子納品対象外の場合は、以下のとおりとする。</p> <p>・ 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。</p> <p>9. 【略】</p>	<p style="color: red;">工事書類の簡素化拡大に伴う改正</p>

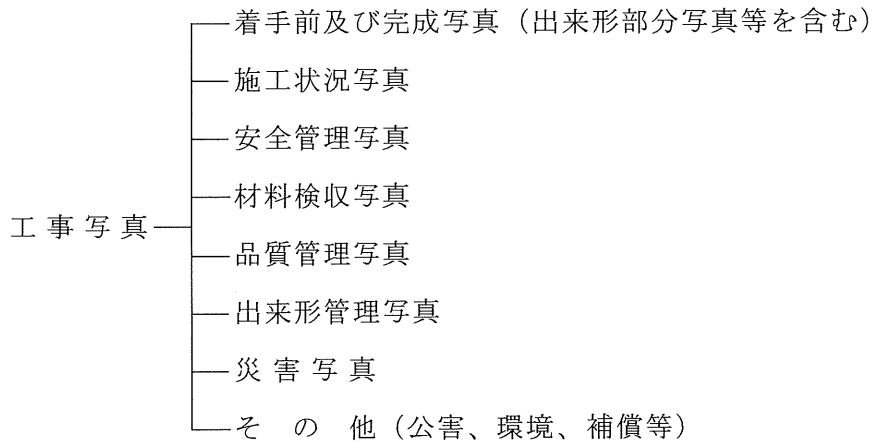
(参考) 農林水産部土木工事写真撮影要領

(適用範囲)

1. この写真撮影要領は、富山県農林水産部土木工事施工管理基準第4の3に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所を示すものとする。

(2) 撮影方法

写真の撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黑板等を被写体とともに写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 作業内容
- ④ 測点（位置）
- ⑤ 設計寸法
- ⑥ 実測寸法
- ⑦ 略図

小黑板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

なお、特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合は省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮

影は省略するものとする。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は、別の大きさとしてとすることができる。

(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。

(2) 異形ブロック等、同一写真が数多くなるものは、代表写真を除き密着写真とする。

(3) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、A4版とする。

(工事写真の提出部数)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 電子納品対象の場合は、富山県電子納品運用ガイドライン（案）に基づき、以下のとおりとする。

① 中間検査・段階確認写真については、電子データ（JPEG）により監督員へ提出する。

② 工事写真及び着工前・完成写真帳を格納した、電子媒体（CD-R または DVD-R※注1）を1部提出する。

注1）大容量データにより1枚のCD-Rに格納することができない場合、受発注者間の協議によりDVD-Rも可とする。

(2) 電子納品対象外の場合は、以下のとおりとする。

・工事写真として、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。

(注意事項等)

9. 別紙撮影箇所の適用について、次の事項に留意するものとする。

(1) 工事写真は、工事内容が的確に判断できるように撮影するものとし、撮影項目、撮影頻度等が工事内容により合致しない場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。

(2) 施工状況の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

(3) 不可視部となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を写真帳に添付する。
- (5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)
- (6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

附則

この要領は、平成26年10月15日以降の工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降の工事から適用する。